

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成22年1月4日(月)

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 富士川砂防事務所長 吉川 知 弘

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 平成21年度富士川砂防事務所（国有財産売り払い）不動産鑑定評価等業務
- (2) 業務内容 富士川砂防事務所が所管する国有財産の売り払いに必要な不動産鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成及びこれらに付随する諸業務。
- (3) 履行期限 平成22年3月31日
- (4) 評価対象地域  
依頼する業務の評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。
  - ① 地域区分  
一 山梨県甲府市内の住宅地域

### 2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 一 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 企画提案書の提出時において、平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 三 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 四 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- 五 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第41条の規定に該当する期間中でないこと。
- 六 不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、過去3年間において不動産の鑑定評価（一般鑑定評価※1、公的鑑定評価※2の別は問わない）を年間平均5件以上行っていること。対象期間は、平成18年1月～平成20年12月末とする。

※1 一般鑑定評価とは、

- ① 民間による売買、交換する際の鑑定評価
- ② 担保評価

- ③不動産を賃貸借する場合の賃料、地代の評価
- ④借地権、借家権、地役権、区分所有権等の鑑定評価等をいう。

※2 公的鑑定評価とは、

- ①公共用地取得に係る鑑定評価
- ②地価公示標準地の評価
- ③地価調査基準地の評価
- ④固定資産税標準宅地の鑑定評価
- ⑤公売不動産の鑑定評価等をいう。

七 不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第40条に規定する懲戒処分の期間中でないこと。

### 3. 特定するための評価基準

- (1)地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2)地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3)鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績、不動産鑑定士一人当たりの年間処理件数等

- (4)業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価業務の的確性、鑑定評価業務の実現性等

### 4. 手続等

- (1)担当部局

〒400-0027 山梨県甲府市富士見2-12-16

国土交通省関東地方整備局 富士川砂防事務所 総務課 専門員

電話：055-252-7108

FAX：055-252-1956

電子メール：kawabata-m8311@ktr.mlit.go.jp

- (2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で交付を行う。ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送（着払い・希望者の負担）することにより電子データを交付する。

①郵送の場合：上記（1）に申し出ること。

②窓口での交付：平成22年1月4日から平成22年1月25日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

- (3)企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限 平成22年1月25日（月）17時15分

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)、若しくは電送又は電子メールによること。

## 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。